

臨時大臣記者会見の概要

平成17年8月29日(月)

13:40~14:25

於:記者会見室

先週の金曜日に、企画室に関することで外部調査委員会の先生方の報告書をいただきました。それも踏まえまして、事務方の方で対応策を土日かけて作業しまして、この件と、ユニセフにご迷惑をおかけした件、先日ご報告をいたしました米州課の件、OCCの件、同時に4つの問題が発覚をいたしましたので、これは一連のといいましょうか、セットといいましょうか、ばらばらではありますけれども、経済産業省としては大きな一つの重たい出来事と受けとめまして、私と事務次官とで最終的に協議をした上で、次のような対応策を決定いたしましたので、発表させていただきたいと思えます。

別に順序はこだわっておりませんが、まず、OCCから発表させていただきたいと思えます。これは去年の8月のことでございますので、これについてまずやります。

OCCにつきましては、去年の8月に産業再生機構の支援決定の前に、当省の事業所管担当課長であります商務情報政策局の情報通信機器課長が同社の主要取引先企业及び主要株主企業から意見聴取を行う際に、OCCが機構に対する支援要請を検討しているという事実をこれらの企業に伝えていたと、こういう事案でございます。

これにつきましては、昨年、再生機構からの話もございまして、省内で再発防止策をとったところでございますけれども、私、それから次官、官房長がこの事情を知らなかった、報告がなかったということ。それから、最近になりまして報道機関で報道されたということで、先ほど申し上げたように、いったん一つの作業は終わっていたわけでありまして、改めましてほかの事案と同時のものという認識で改めて対応させていただいております。

この課長がこういうことを行ったということは、結果的に極めて軽率であり、遺憾なことだと認識しております。国家公務員法上の守秘義務違反という疑いも一時あったわけでございますから、この際、課長を訓告処分、また、上司である局長には、監督責任をとって、文書による厳重注意とすることといたしました。

なお、当局に対する刑事告発の必要はないと認識をしております、これらのことにつきましては捜査当局にも伝えてございます。

再発防止策として、責任者であります経済産業政策局長から、機構から得た支援対象案件に関する情報につきましては厳格な情報管理をするよう、改めて省内で徹底するよう指示したところでございます。

次に、ユニセフ関連です。

ユニセフにつきましては、今月12日に中間報告をさせていただきまして、その段階では大体事実はわかってきた、ただ、私どものところで保管しておくべきお金でもない、一方、まだ例のシーボニアの件が、なぜこの口座から会員権が買われて、また数カ月後に戻ったか、また究明の必要があるということで中間報告ですという報告をさせていただきました。基本的には事実関係は変わっておりません。しかし、引き続き調査は続けていかなければなりませんし、続けていきますけれども、いつまでも多額のお金を私どもの方で保管しておくということも我々としても適切ではないというふうに考え、また、ほかの事案とのセットという観点から処分その他をしなければならぬという観点で、最終的な、これでおしまいということではございませんけれども、次のような措置をとることを決定いたしました。

前にもご説明いたしましたように、そもそもこのお金は、ユニセフ側としては経済産業省に渡したお金であって、ユニセフには一切関係のないお金であること、また、結果的に何かユニセフにご迷惑をおかけした、あるいはまたユニセフに大変尊い志のお金を寄附していただいている方々にも大変ご迷惑をおかけしたということにつきまして先日もお詫びを申し上げましたが、本日もまた改めてそういう気持ちであることをまず申し上げたいと思えます。

他方、我々として保管しておくべきお金でもないということもございまして、本日、私どもが保管をしておりましたこの預金口座を解約いたしまして、ユニセフに対する基金を募ってお

られます財団法人日本ユニセフ協会の指定口座に先ほど振り込みをいたしました。金額は元利合わせて約5,200万円でございます。我々としては、これによってユニセフの尊い事業目的に寄附という形になりますので、お役に立てていただければありがたい、と同時に、重ねてユニセフあるいは関係者にご迷惑をおかけしたことを、また別次元のことでございますので、改めてお詫びを申し上げたいというふうに思っております。

また、職員の処分でありますけれども、本件につきましては、長期間にわたってその存在を知りながらその対応策を考えなかったと、適切に対応しなかったということは極めて遺憾でございますので、元会計課長2人、担当の経理審査官2人、これは内規に基づくものでありますけれども、計4名を訓告処分とすることといたしました。

先ほどの会員制レストランの件につきましては、大変古い話であって、昭和50年のことでございます。そういう出入りがあったことは確認されておりますけれども、なぜそういうことがあったのかということをお聞きし続けておりますが、200万円をそのために引き落とされて、同額がまた数カ月後に入金されているということで、ちょっと不思議な感じがいたしますけれども、これ以上事実関係がわかっていないということが大変申し訳ないですし、私としても大変不満でありますけれども、とりあえず現時点でお金の寄附と、それから関係者の処分ということにさせていただいております。これは最終ではないということを重ねて申し上げておきたいと思っております。

それから、米州課につきましては、前にも話したことで変わっておりません。処分についても先日お話ししたとおりでございますが、文書による嚴重注意等をその時々の米州課長、また補佐、課員に8月12日にやったということでございます。

それから、官房企画室のことでございますが、先ほど申し上げましたように、まず、外部調査委員会の先生方には、7月6日以来、本当に土日あるいはお盆もなく大変なお時間と労力をおかけをして、大変分厚い、そして内容のある、そして大変厳しいご指摘をいただいて、心から感謝と、またそれを十分受けとめさせていただいたつもりであるということをお聞きしおきたいと思っております。

この問題は、私どもといたしましては、まずこれは昭和51年から始まっておりますこの事業について、お金がずっとたまって、平成5年ごろまでにずっと不適切な施行、そしてまた収支報告をしない、残余金が生じたということ、いわゆる一次通帳というものを長年放置をしていたということは、報告書にもご指摘のとおり、極めて不適切で非難されるべきものだとお聞きしおきたいと思っております。

また、平成8年ごろから10年ごろまでいわゆる二次口座というものをつくって、これもいろいろな国家的なプロジェクトのために使ったとはいえ、目的外使用であることは間違いございませんし、また、いままで放置されていたということもご指摘のように極めて不適切で、国家公務員としての真摯な姿勢が認められないというふうに我々も重たく反省をしているところでございます。

とりわけ前室長の私的にというか株取引に流用した問題、これは捜査当局も関心を示したところでございました。また、報告書で強く指摘されておりますように、現室長が私的にそのお金を管理したと、そしてまた、普通預金の出入りのある中にそのお金を入れた、あるいは一部現金で保管をしていたということは極めて不適切な行為だという報告書のご指摘のとおりだと我々も受けとめております。

さらには、6月の段階になって、前室長の退職に至る過程、あるいはまたこの問題についてまだ現在進行形であるにもかかわらず結果的に前室長が諭旨免職という形で退職をし、退職金も払ったこと、その後返還されましたけれども、いったん退職金まで払ったということ。それから、元室長に関しても、上司への報告を怠ったということ、それはまとめて私への報告が結果的に遅れたというか、事実と違う報告をしたというふうに私としては感じているところであります。

これらの点を踏まえまして、経済産業省全体としてこれは重く受けとめなければ、経済産業省がいくら重要な仕事をやっているといっても、国民の信頼、皆さん方の信頼を得ることはできないだろうというふうに思っております。ご指摘のように、ずさんな管理と問題先送り体質ということがこの問題を生じさせた、結果的に国民の皆さんに大きなご迷惑をおかけしたということにつながっていったのだろうというふうに思っております。二度とこういうことがあってはならないということで、次のような再発防止策、また処分を決定いたしました。

まず、関係者の処分ですけれども、事務次官、官房長の2カ月間の減給処分、次官は20%、官房長は10%です。これは、この問題だけではなくて、そのほかの一連のことも含め

た形で最終的な、次官、官房長という省全体を見る立場としての全体の一連のことに対しての処分ということで、私から、先ほど次官と官房長には処分書を読み上げて渡したところでございます。

その他、非常にたくさん処分の方を言いますけれども、企画室については、企画室長が停職1カ月、本日付で官房付にいたしまして、その上で停職1カ月です。それから、戒告、文書による嚴重注意、口頭による嚴重注意は、国家公務員法上あるいは内規上の処分、合計で18名でございます。

それから、再発防止策といたしましては、こういう体質を変えなければいけない、二度とこういうことを起こしてはならないということで、監察本部というものを設置いたします。これは政治的なリーダーシップというものがこの際必要だということで、私が本部長、そしてまた副大臣、政務官等にもメンバーに入ってもらいまして、政治的な決断というものを最終的にトップにしていきたいというふうに考えたわけでありまして、すべての服務研修、あるいはまた服務規程の徹底といったこと、あるいはまた緊張感を持って仕事をしてもらうため予防的な監察あるいは抜き打ち的な監察というものもやっていって、先ほど言った先送りとかずさんとかいったことが二度と起こってはならないというためにこういう監察本部を設置をいたしました。

なお、監察本部の事務局長には、高橋首席監察官になってもらうことにしております。

それから、企画室については、引き続き重要な仕事がございますけれども、対外的にも信頼感を失っているということもございますので、この際、企画室を廃止いたします。平成18年度の組織改正で廃止をするということで、それに向かつての作業というものをこれから進めていきたいと思っております。

それから、報告書の中では、産業研究所に対してのご指摘もございました。この報告を受けて産業研究所の事業適正化について、経済産業省から要請をいたしまして、産業研究所から、再発防止のために外部有識者からなる改革委員会というものを設置するという事等を含めていろいろな取りまとめが、適正化のための措置が私どもの方に報告されております。さらには、産研としては、改革案が取りまとめられるまでの間、補助金を要望しないと、自粛をするということも決めたという報告を受けております。

また、産業研究所を監督するのは経済産業省でございますので、経済産業省としてもこの研究所に対する監督指導の強化徹底を図ることとしております。

なお、研究所の方から経済産業省のいわゆるOBを今後入れてほしいというご要請があっても、それはお断りすることを決定しております。

それから、残余金につきましては、これは正直言って非常に複雑な作業でございますけれども、最終的にはこれは日自振のお金でございますので、産研を通じて日自振にお返ししたい、できるだけ早くお返ししたいと思っておりますが、日自振の方でどの範囲までを含めていったらいいのかについて、二次口座で使われていたいろいろな研究等々もございまして、プロジェクトを進める上で使われたお金の内容もいろいろ多岐にわたっておりますので、どのようにしていったらよいかということは、日自振の方と相談をして、適切な形でできるだけ早く、何も我々返還額を少なくしようというつもりは毛頭ございませんので、先方のご要望に沿った形で適切にやっていきたいというふうに思っております。

もう1点だけつけ加えますけれども、今回の一連の措置で、国家公務員法に基づく処分が9名、内規処分が24名、合計33名ですが、現に国家公務員の身分にある者だけでございまして、例えば国家公務員ではないところに出向して戻ってくる人もいますので、その人に対しては、該当する人は戻ってきた時点で処分をすることを決めております。

以上が4件、重なる部分もございましたけれども、いずれにしてもこれはパッケージ、残念ながら一連のものとしてこういうことになったことを改めてお詫びをして、二度とこういうことがないようにしたいと思います。

また、皆さん方もいろいろな適切な経済産業省に対するアドバイスをよろしくお願いいたしまして、改めましてお詫びを申し上げたいと思っております。

以上です。

(質疑応答)

Q: 今回の問題の組織としての課題と、個人としての事件と両面があるかと思いますが、まず組織の面ですが、大臣は、問題の先送り体質が根底にあるとおっしゃいましたけれども、

今回、監査本部という官庁として異例の組織をつくりましても、改めて大臣として、組織としてこの問題にどう対応していくか、大臣としての決意をお聞かせいただけますでしょうか。

A: わかったのがほぼ時期を同じくしているということ、今日は4件申し上げたわけですが、4件ほぼ同じ時期、そして時間的に言うと、ユニセフは昭和30年代にさかのぼりますけれども、昭和40年代とか昭和50年代とか、ずっと昔からこういうことが行われていた、そして、一言で言えばさんとか先送りというような言葉で表現されるわけでありますから、こういうことは緊張感なくきちっとその時点、その時点で措置することなく、例えばユニセフに関して言えば、委託事業が終わったのが昭和49年ぐらいですから、そのときにこれだけのお金が存在してどうしようというふうに真剣に対応しなかったとか、あるいは通産省の設置法で省の仕事の中に入っていたわけですが、ユニセフ関連の事務が平成13年になくなったわけですね。だからその時点できちっと、もうこのお金は持つておく必要がないのではないかと、だからきちっと対応しようということをしなかったということとか、小さなことだとか、小さな金額だとかいうことでずっとやってこなかったことが積み積もって、たしか昭和49年頃は1,800万ぐらいだったと思いますけれども、先送りした結果5,200万という巨額になってしまった。あるいはほかにも似たようなものがあったということ等は、やはり蟻の一穴といいたいでしょうか、このぐらいいいだろうと思っていたことが、数的にも金額的にも、時間的にもこういうことになったんだらうと思います。私も、それから次官以下事務方も正直言って大変つらい日々をこのところ過ごしてきているわけでありますけれども、逆にこの時点で先送りしなかった、徹底的に処分を含めて問題を整理した、もちろん非難は強く我々は受けるわけでありますけれども、これを先送りせずに我々のところでストップできたという意味では、内心といってもマイクとカメラの前で内心ですということも変かもしれませんが、さらに先に送らずに一つのこれはけじめだと私は信じておりますけれども、そういうふうにするための作業に取り組むことはできたと思います。次官、官房長、高橋首席監察官、あるいは担当課長、この2カ月ほど大変な努力をしたことも事実でございます、そういう意味で、これでもう二度とこういうことが起こらない、過去においてももうこういうことがないということを感じております。

それから、これと関連があるというふうに報告書でもはっきり言われておりますが、個人のお金にしてしまった、株で儲けたとか、これはもう言語道断で、そもそも捜査当局が取り組んでいた問題でもあるわけで、これについては説明するまでもないし、現企画室長についても、皆さん方、金曜日の段階で冒頭の主な質問がこの部分だったというふうに理解しております。実は私も報告書をいただいたときに、このところを真っ先に先生方に質問したぐらいでありまして、したがって、停職1カ月とし、この組織そのものを解体するという決断までせざるを得なかったということでございます、これは解説するまでもなく、これは一歩間違えれば刑事犯罪ですから、これは本当に申し訳ないの一言に尽きるだらうと思っております。

Q: 外部の調査委員会の方の報告書では、中富前企画室長の行為について、業務上横領に該当するおそれがあると言わざるを得ないという報告でしたけれども、これを受けて経産省として、今後、刑事当局への告発等というのをお考えになられているのでしょうか。

A: これはそもそも事の発端が捜査当局の方ということに報告書でも書いてございます。ですから、当然これは捜査当局がご判断をされるかされたかわかりませんが、我々が動くまでもないことなんだらうと理解しております。

他方、オンブズマンの方からも何か捜査当局へのアクションがあるというような話も聞いておりますので、我々としては、特に改めて前企画室長について刑事上のアクションを起こすということは考えておりません。

Q: 企画室長と企画室補佐の処分が出ているんですけれども、企画室長補佐については、知っていた方以外に知らなかった方も処分の対象になっていますよね。一方で、企画室長については、知っていた方の処分のほかに、知らなかった方がいらっしやると思うんですけれども、その方が処分の対象になっていないと思うんです。

A: 知らなかった人とは北畑局長のことですか。北畑局長については2つのポイントがあって、1つは知らなかったということは監督責任者という立場だということですね。つまり実際に口座を管理しているとか、あるいは支払いを指示したということではない、あくまでも監督責

任という立場です。

それからもう一つは、北畑局長については、6月の段階で国家公務員法上の戒告処分にしております。大変重たい処分を既にやっておりますので、仮に処分をするとしても、これはそれよりも軽い内規上の処分に該当するというので、そこで吸収されてしまうという言い方が適切かどうかわかりませんが、既にこの関連で大変厳しい監督上の処分を既にやっておりますので、その中で含まれていいのではないかという判断であります。

Q: 監督上の処分ということなんですけれども、北畑局長については、法律上の戒告処分でしたけれども、一方で豊田局長については嚴重注意という内規の処分だったんですけれども、この処分の判断の違いというのはどういうところからでしょうか。

A: 同じ監督責任でも国家公務員法上の訓告と内規上の文書による嚴重注意の違いですか。これは1つには、先ほど申し上げましたように、この情報通信機器課のことは、去年の段階で事がわかっていますので。去年は本人に事実上の注意はしていることと、省全体、除く私と次官と官房長でありますけれども、関係部局には二度とこういうことをしないようにということで、一応の省内の処置を終わらせており、それをもう一度今回やったということでもありますので、これ自体、形式的に言えば異例のことだと、今回の一連のセットの中の1つでありますので、仮にこれは4つとも言えることだと思いますけれども、仮に1つ1つであれば、それぞれについてもっと軽い処分になっていたであろうと、率直に申し上げて、事務方が上げてきたものの中で私自身一番重いもの、あるいはそれ以上に重くしているものも現実にあるわけでごさいます。そういう形の中で、今回、去年終わったものについても改めて課長、そしてその上司の監督責任というものを改めて問うたということで、結果的にこういうふうになったということで、似たような横にあるのと違うのかと言われると、そういう考えで違えたのではなくて、それぞれについて全体の中での位置づけという観点から、情報通信機器課についてはこういうふうにしたということでもあります。

Q: 中富前室長についてインサイダーがあったのか、業務上横領があったのか、違法行為があったのか、当局も一時は対象にのぼっているということなんですけれども、一部報道で、捜査当局に対して経済産業省、具体的には法務省ということなんですけれども、法務省に対して経済産業省の方が捜査はこれ以上やめてくれというような趣旨の働きかけをしたと、そういう報道があったわけなんですけれども、この疑惑に関して大臣はどんな調査を行い、大臣としてどんな結論を出したのか教えてください。

A: そういう働きかけをしたという報告は受けておりません。そういう報告を仮にしたときに、司法当局はどういう判断をしたかということについては、私から答える立場にないと思います。

Q: 報告はないということなんですけれども、事務方はこの問題に関して詳しい調査をきちっとやったんでしょうか。

事務次官: 私からお答えいたします。

一部報道にそういうようなものがございましたが、事実としてそういうのはございません。法務省の名誉にかけてもそういうことはないというふうに明言をさせていただきます。

A: 私の方から、法務省というか捜査当局のことを言う立場にないとお断りしましたが、あえて次官の方がそういうふうにご答弁したので、私もその言葉を信じております。

Q: 企画室の問題になった発端は、補助事業、補助金の問題なんですけれども、今回、競輪事業者の方が補助事業を見直してくれというような要求が出されていますけれども、現時点で大臣の補助事業、補助金に関する見直しも含めたお考えがあるのかどうかお聞かせください。

A: まず、審議会の方であり方について検討していただいております。常にこの補助金という公的なお金をいただいて、公的な目的実現のために使われるわけでありますから、その目

的にかなっていなければならぬということは当然でありますので、我々としても審議会のご議論をいただく前の段階でそういう目的に合致しなければならぬということは当然認識をしなければいけないわけにありますから、そういうことで、常にでありますけれども、こういうことを私が今日発表している以上は、この日自振に限らず改めて先ほど監察本部というものもつくるわけにありますけれども、きちっとしたそれぞれの原局原課も含めて、これは関係のないところはいままでどおりでいいということじゃなくて、すべての経済産業省の部局、職員が緊張感を持ってやっていくということで、その中で、そういう意識のもとでこの補助金をいただいたものについてのいろいろな事業についても適切に運営されるべきだろうという作業をいまやっているところです。

Q: 産研以外の外郭団体というんですか、天下りがいっている団体との関係について見直しを考えるとというのは。

A: 問題があれば当然考えなければいけません。これは産研がある意味では象徴的というか、こういうふうにはっきり出たわけにありますけれども、だからといって自動的にほかを見直すとかそういうことも考えておりませんし、またそういうことがないようにこれからまた一層チェックしていかなければいけないと思っています。

Q: 今回、総勢33人ですか、これだけ大量の処分者が出たわけですが、大臣自身は自分自身の処分といえますか、何か考えていらっしゃいますか。

A: 私は、いち早く自分にやれることとして、私の選択肢というのは、この職にかかわる問題、あるいはまたこの職についていることによっていただいているものについての問題、この2つしかないわけにありますので、この職についていることによっていただいております収入といえましょうか、報酬については既に7月分、8月分を、発覚した時点で大臣として、つまり政治判断としてやれることとしてできるだけのことをやっているわけでごさいます、こういう結果が出ることは予想はもちろんしておりませんでしたけれども、可能性としてはないことを想定しておりましたが、こういう措置を既にとっているというふうに私自身は理解、整理をしております。

Q: 企画室の問題で、一次口座から二次口座に移された後の使用については目的外使用であったということを報告書で見ると断定されているわけですがけれども、その部分の金額について、この時点で返還するということを決めない理由というのはどういうことですか。

事務方: 残余金については、なるべく早くということをしき大臣から申し上げましたけれども、それ以外について、トータルとしての金額については、当然その対象の確定と金利分の計算とか、そういったことも含めて日自振の方でも考えていただくということでありますので、とりあえずいま残余金については早急にお返しするというところだけを発表させていただきましたということになります。

Q: ユニセフの問題に関しては、本来返すべきお金ではないんだけれども、我々が管理すべきお金ではない、全額寄附すると。二次口座から不正に、つまり目的外に使われたお金というのは当然経産省が使っているお金ではないと思うんですが、その部分については、いまご判断されないのはなぜですか。

A: 現にあるものについては、そのままずっと残ってきたものについては当然お返しするんだろうと思いますが、二次口座で使われたお金も私的流用とかそういうお金ではない、とりあえずは公に役立つようなお金として、その関連で使われたと報告書にも書いてあるわけにありますので、このお金については、長い期間で多数の口座でいろいろ入り繰りがありますので、日自振に研究所を通じてお返しするという基本方針は全体にかかっておりますから、どの部分についてお返しするかについては、最初から日自振のご要望を聞きながら、この前の報告書も、それから今日の措置も当然日自振なり経済研究所の方に情報が伝わっていると思いますので、一緒にやっていった方が先方にとってもやりやすいのかと思って判断したものです。

Q: 先日の外部委員会の報告書なんですけれども、先ほど経産省のホームページを見ていたんですが、ネット上では公開されていないようなんですが、これはもう少しホームページなりに掲載するなどして、せつかく大部なものですから、国民の目に触れるところに公開なさって批判を仰ぐというお考えはないんですか。

A: 先方のご了解をいただいた上で公開します。仮にだめだということであれば、これは先方が私に対して出したものですからノーということになりますが、先生方がご了解いただければ、私は公開すべきものだと思っておりますので、ご了解いただいた上で公開したいと思えます。

Q: 企画室なんですけれども、廃止された後、その業務をどういう部署のどこの部署が引き継ぐかというのは。

A: それは今後の作業です。すぐに廃止するわけではないですから。室長はいなくなりますけれども兼務という形になりますので、その中で4月1日に向けて、もちろん大事な仕事をいろいろやっていますので、支障のないようにしたいと思っています。

どうも本当に長期間、長時間、皆さん方にもいろいろご迷惑をおかけいたしました。

(以上)